

社会福祉法人大阪障害者自立支援協会評議員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪障害者自立支援協会定款（以下「定款」という。）第6条第10項、第8条、第23条及び第31条の規定に基づき、評議員、理事、監事、評議員選任委員会委員（定款第6条第2項に規定する外部委員に限る。）及び運営協議会委員（以下「評議員等」という。）の報酬等の支給について定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 理事長及び常務理事（いずれも常勤に限る。以下同じ。）には、報酬、退職金、通勤費及び旅費を支給する。

2 理事長及び常務理事以外の評議員等（社会福祉法（昭和26年 法律第45号）第44条第4項第3号に掲げる者として選任された理事（以下「施設の管理者である理事」という。）は除く。第3項、第3条第3号、第4条第1項第2号及び第4条第2項において同じ。）には、業務に応じた報酬を支給する。

3 理事長及び常務理事以外の評議員等に対し、社会福祉法人大阪障害者自立支援協会（以下「当法人」という。）が、当法人の各種委員会委員、講師、原稿の執筆等を委嘱し又は依頼したときは、当法人の定めるところにより、委員報酬、講師謝金、原稿料等を支給することができる。

(報酬等の額)

第3条 評議員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる評議員等に対する報酬等の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 理事長及び常務理事に対する報酬 別表第1に定める額

(2) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している理事長及び常務理事に対する報酬等 別表第2に定める額

(3) 理事長及び常務理事以外の評議員等に対する報酬 別表第3に定める額

(4) 理事長及び常務理事に対する退職金及び通勤費 社会福祉法人大阪障害者自立支援協会職員給与規程（以下「給与規程」という。）中退職金及び通勤費に関する規定を適用する（次条第1項第3号において同じ。）こととし、同規定に定める額

(5) 理事長、常務理事及び施設の管理者である理事が、職務のため出張したときの旅費 社会福祉法人大阪障害者自立支援協会旅費規程（以下「旅費規程」という。）中出張旅費に関する規定を適用する（次条第1項第3号及び第4号において同じ。）こととし、同規定に定める額

(報酬等の支給時期)

第4条 評議員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号に掲げる評議員等に対する報酬等の区分に応じ、当該各号に掲げる時期とする。

(1) 理事長及び常務理事に対する報酬 給与規程中給与の支払いに関する規定を適用することとし、同規定に定める時期

(2) 理事長及び常務理事以外の評議員等に対する報酬 評議員会、理事会、評議員選任委員会又は運営協議会(次項において「会議」という。)に出席の都度。ただし、監事が定款第20条第1項に定める職務を行ったときは、当該職務を行った時

(3) 理事長及び常務理事に対する退職金、通勤費及び旅費 給与規程中退職金及び通勤費に関する規定に定める時期並びに旅費規程中出張旅費に関する規定に定める時期

(4) 施設の管理者である理事に対する旅費 旅費規程中出張旅費に関する規定に定める時期

2 同一日に複数の会議を開催し、評議員等が複数の会議に出席したときであっても、報酬については一の会議のみに出席したものと看做す。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに理事長及び常務理事に就任した者には、就任の日から報酬を支給する。

2 理事長及び常務理事が退任し、又は解任された場合は、退任又は解任の日の前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に定める国民の祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

(端数の処理)

第6条 前条の規定により計算した結果、報酬額に1円未満の端数が生じたときは、次の各号に定める処理を行う。

(1) 50銭未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数は、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月15日から施行する。
- 2 社会福祉法人大阪障害者自立支援協会役員等の報酬等に関する規程（平成27年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に理事長及び常務理事の職にある者の報酬は、現に理事長の職にある者がその職を退くまでの間、第3条第1号及び第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。 ※ 現在は、旧規程の報酬を継承中

(参考までに、旧規程を後段に掲載する。)

附 則

この規程は、平成30年6月18日から施行する。

別表第1 理事長及び常務理事に対する報酬

役職名	報酬月額
理事長	630,000円
常務理事	520,000円

別表第2 当法人の職員を兼務する理事長及び常務理事に対する報酬等

役職名	報酬月額と職員給与月額の合計額の上限月額
理事長	630,000円
常務理事	520,000円

別表第3 理事長及び常務理事以外の評議員等に対する報酬

(1) 評議員

業務内容	日額
評議員会への出席	10,000円（税別）

(2) 理事

業務内容	日額
理事会等への出席	10,000円（税別）

(3) 監事

業務内容	日額
理事会等への出席	10,000円（税別）
定款第20条第1項に定める職務	40,000円（税別）

(4) 評議員選任委員会委員

業務内容	日額
評議員選任委員会への出席	10,000円（税別）

(5) 運営協議会委員

業務内容	日額
運営協議会への出席	5,000円（税別）

※ (1)～(5)の表中、日額は税引き後の金額とする。

【改正前の旧規程】

社会福祉法人大阪障害者自立支援協会役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪障害者自立支援協会（以下「当法人」という。）定款第10条に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

- 第2条 当法人の役員のうち法人業務を行う常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、報酬を支給することができる。2 監事監査を行った監事に対しては、報酬を支給することができる。
- 3 理事会及び評議員会に出席した役員等に対しては、出席のために要した費用を弁償することができる。
- 4 前三項に定める報酬及び費用弁償の額は、別表のとおりとする。

(通勤手当)

- 第3条 常勤役員に対しては、通勤手当を支給することができる。
- 2 前項の規定により通勤手当を支給する場合における支給手続き及び支給額の算定は、本法人職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第16条の規定を準用する。この場合において、第16条中第5項及び第9項を除く各項において「職員」とあるのは、「常勤役員」と読み替えるものとする。

(賞 与)

- 第4条 常勤役員に対しては、賞与を支給することができる。
- 2 前項の規定により賞与を支給する場合における支給手続き及び支給額の算定は、職員給与規程の例による。

(退職金)

- 第5条 常勤役員が退職したときは、当該役員に対し、退職金を支給することができる。
- 2 前項の規定により退職金を支給できる場合とは、職員給与規程第29条第1項の規定を準用し、同項各号中「職員」とあるのを「常勤役員」と読み替えたうえ、同項各号の要件を満たした場合とする。
- 3 前項に定める要件を満たした場合は、職員給与規程第29条第1項各号の制度から退職金を支給することとし、支給手続きは、第30条各項を準用する。この場合において、第3項中「職員」とあるのは、「常勤役員」と読み替えるものとする。

(旅 費)

第6条 常勤役員が当法人の業務に関して出張した場合は、当該役員に対し、旅費を支給することができる。

2 前項の規定により旅費を支給する場合における支給手続き及び支給額の算定等は、当法人大阪障害者自立支援協会旅費規程の例による。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項及び第4項別表中、理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員の欄は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

別表

報酬等の支給対象者	内 容	支 給 金 額
理 事 長 常務理事	報 酬	月額 380,000円
		月額 300,000円
理事会及び評議員会に出席した理事、 監事及び評議員	費用弁償	1日につき、5,000円
監事監査を行った監事	報 酬	半日につき、20,000円